



# 安芸



安芸区総合福祉センターの相談会の様子

## 障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所で 障害に関する相談をお受けします

障害には、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)、難病による障害その他心身の機能の障害などがあります。生まれつきのものだけでなく、病気や事故などで発生する場合もあり、誰にでも生じる可能性があります。困ったことがあったら、障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所へご相談ください。☎同センター・同事業所(☎・☎は左下)

### 障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所とは？

地域における相談支援の中核的な役割を担っています。身体障害者、知的障害者、精神障害者などの相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設です。

機関名	住所	電話番号	ファクス	受付時間
障害者基幹相談支援センター	上瀬野南一丁目338-3	881-7110	894-0403	8:45~17:30
障害者相談支援事業所	中野東四丁目5-35	892-1601	892-3914	8:30~17:15

### よくある質問

Q1 基幹相談支援センター・相談支援事業所は何をしてくれる所ですか？

A1 障害に関する悩みなどの相談を聞き、解決に向けての助言をします。また、専門の事業所を紹介したり、連携してサポートしたりします。

Q2 相談方法を教えてください。

A2 電話・ファクスの他、来所いただくか、ご自宅に伺うことも可能です。また、安芸区総合福祉センターで、原則奇数月第4水曜日の13時~15時に障害のある人の相談会(メイン写真)を行っています。相談は無料です。

Q3 行政の機関ですか？

A3 はい。市から委託を受けた社会福祉法人、医療法人が運営しています。(市が行う相談業務を、依頼を受けて代行しています)

Q4 どのような人が利用できますか？

A4 安芸区にお住まいの全ての障害のある人が対象となります。ご家族や近隣の人、関係機関からの相談も受けています。

Q5 障害があるか分からないのですが、相談にのってくれますか？

A5 はい。障害者手帳の有無は問いません。困り事や悩みなどあればお気軽にご相談ください。

Q6 「サービス等利用計画」は作ってくれるのですか？

A6 サービス等利用計画を作成することはできませんが、セルフプラン作成のお手伝いができます。また、作成をご希望の場合は特定相談支援事業所をご紹介します。

### 業務内容



①障害に関する総合的相談支援



②成年後見制度・権利擁護・虐待防止に関する啓発講演会の開催や専門相談機関の紹介などを行っています。  
※成年後見制度の相談  
広島市成年後見利用促進センター  
(☎207-3367、☎264-6437、平日8:30~17:15)  
※障害者虐待の相談  
広島市障害者虐待通報ダイヤル  
(☎542-5300、☎542-5311、24時間受付)

(以下、基幹相談支援センターのみ)



③安芸区障害者自立支援協議会の運営  
安芸区の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たします。



④地域生活支援事業  
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、主に①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③地域の体制づくりなどを通じた居住支援を行います。平時のうちに、緊急時に備える緊急対応プランを作成し、プランに沿った体験、緊急時の受け入れ・対応を、登録制で実施しています。

☎地域支えあい課(☎821-2820、☎821-2832)

### 朗読ボランティア入門講座 視覚障害者の支援をしませんか？

【内容】

第1回	9月2日(金)	ボイストレーニング
第2回	9月9日(金)	発音の点検
第3回	9月16日(金)	作品を読む
第4回	9月30日(金)	作品を読む

☎中野公民館(安芸区中野三丁目20-9)  
【講師】下岸 孝恵(安芸朗読会講師)  
☎安芸区社会福祉協議会・安芸区ボランティアセンター(☎821-2503、☎821-2504)。先着20人